

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第52号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和52年新潟県規則第81号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。